

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(第3条第2項「遺伝子組換え食品に関する事項」及び第18条第2項「遺伝子組換え農産物に関する事項」関係)

I 表示全般

(GM-1) 遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)

(答)

- 1 遺伝子組換え農作物については、品種ごとに、
 - ① 食品としての安全性は「食品安全基本法」及び「食品衛生法」
 - ② 我が国の野生動植物への影響は「カルタヘナ法」に基づいて、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが輸入、流通、生産される仕組みとなっています。
- 2 このようにして安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品について、食品表示基準に基づき、表示ルールが定められています。
- 3 義務表示の対象となるのは、次の食品です。
 - ① 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ及びからしなの9種類の農産物(対象農産物)
 - ② ①を原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品33食品群
 - ③ ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆(以下「ステアリドン酸産生大豆」という。)、高リシン遺伝子組換えとうもろこし(以下「高リシンとうもろこし」という。)及びエイコサペンタエン酸(EPA)、ドコサヘキサエン酸(DHA)産生遺伝子組換えなたね(以下「EPA、DHA産生なたね」という。)
 - ④ ③を原材料とし、加工工程後もその形質を有する加工食品(大豆油等)
- 4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。
 - ① 義務表示
組成、栄養価等が通常の農産物と同等である遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の検出技術によってその検出が可能とされているものについては、「遺伝子組換えである」旨又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務付けられています。

(次頁に続く)

② 任意表示

ア 油やしょうゆなどの加工食品

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示することは可能です。この際、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

イ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることは可能です。なお、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができます。

③ 分別生産流通管理

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

④ 「意図せざる混入」

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができることとしています。

なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入が認められています。

※ ③及び④については、詳しくは、Ⅲ 分別生産流通管理を御参照ください。

⑤ ステアリドン酸産生大豆等の表示

別表第18に定められている組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺

伝子組換え農産物(ステアリドン酸産生大豆、高リシンとうもろこし及びEPA、DHA産生なたね)及びこれを原材料とする加工食品については、「ステアリドン酸産生遺伝子組換えである」旨又は「ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合したものである」旨の表示が義務付けられています。これは、組み換えられたDNAやたんぱく質が検出不可能であっても、ステアリドン酸等を分析することで品質上の差を把握することができるためです。

⑥ 「主な原材料」

遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料の上位3位以内で、かつ、全重量の5%以上を占める)でない場合は表示義務はありません。

- 5 なお、現時点で安全性審査の手続を経た九つの遺伝子組換え農産物以外の農産物(例えば、米や小麦など)及びその加工食品については、「遺伝子組換えでない」などの表示はできません。これは、当該農産物に遺伝子が組み換えられたものが存在すると誤解させるのみならず、優良誤認を招く可能性があるためです。

(GM-2) 表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてください。

① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。

② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。

(答)

(①について)

- 1 義務表示の対象となる遺伝子組換え食品の品目については、平成9年から平成11年までの2年余りにわたり、消費者、生産・流通業者及び学識経験者からなる食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会において議論した結果、科学的・技術的な観点から、表示の信頼性及び実行可能性を確保することが重要であるとの観点から、組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品については、義務表示の対象外とされたところです。
- 2 そして、遺伝子組換え食品表示制度が導入されて約15年が経過し、制度を取り巻く環境が変化した可能性があったため、消費者庁において、平成28年度に、①分別生産流通管理等の実態調査、②科学的な表示対象品目の検証、③消費者意向調査などの調査を行いました。その結果を踏まえ、平成29年4月から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、遺伝子組換え食品表示制度の在り方が検討されました。この検討会においても、消費者のニーズ、事業者の実行可能性、行政の円滑な制度運営など様々な方向から義務表示の対象品目について検討されました。大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があるとして、組み換えられたDNA等が検出できない油やしょうゆ等の食品は、義務表示の対象外のままととなりました。
- 3 なお、消費者庁では、義務表示の対象品目については、組み換えられたDNA等の検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。検討会の報告書（「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」（平成30年3月28日））でも、現在は義務表示の対象外の品目であっても、再現性ある組換えDNA等の検査法が確立されれば、義務表示の対象品目に追加することが適当であるとの方向性が示されました。これまで、平成13年度にばれいしょ加工品6食品群が、平成17年度にアルファルファが、平成18年度にてん菜が、平成23年度にパパイヤが、令和3年度にからしなが新たに義務表示の対象品目に追加されました。

(次頁に続く)

(②について)

- 1 現実の農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、大豆及びとうもろこしについては、遺伝子組換えのものが最大で5%程度混入する可能性を否定できないことから、我が国では、分別生産流通管理が適切に行われていれば、5%以下の意図せざる混入を認めています。
- 2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理が行われた対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、P C R法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨の表示は不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をしなければならなかったということになります。

5%より高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできません。

(GM-3) 添加物については遺伝子組換え食品表示が義務付けられていますか。

(答)

添加物については遺伝子組換え食品表示を義務付けておりません。

(GM-4) 組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物及びその加工食品の表示の考え方について教えてください。

(答)

1 我が国で食品としての安全性が確認された当初、遺伝子組換え農産物は、除草剤耐性や害虫抵抗性といった性質が付与されてはいるものの、組成、栄養価等は通常の農産物と同等なものでした。

2 一方、平成 13 年 3 月に食品としての安全性確認がなされた高オレイン酸遺伝子組換え大豆※は、当時、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物（特定遺伝子組換え農産物）であり、その表示については、消費者への情報提供という観点から、組成・栄養価が変わっていることと併せてこれが遺伝子組換え技術を用いて作出されたことを表示することとし、平成 14 年 1 月より義務付けられました。その後、平成 19 年 10 月に高リシンとうもろこしが、平成 26 年 12 月にステアリドン酸産生大豆が、令和 5 年 3 月に EPA、DHA 産生なたねが特定遺伝子組換え農産物に追加されました。

※ なお、令和 4 年 3 月に高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、特定遺伝子組換え農産物の対象から除外しました。（GM-10 参照）

3 具体的な表示方法は、例えば、ステアリドン酸産生大豆の場合、

① ステアリドン酸産生大豆及びこれを原材料とする加工食品については、「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）」等と、

② ステアリドン酸産生大豆を意図的に混合したもの及びこれを原材料とする加工食品については、「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合）」等

と表示することとなります。

(GM-5) ステアリドン酸産生大豆とはどのような大豆なのですか。

(答)

- 1 ステアリドン酸産生大豆とは、開発企業が提出した資料によると、従来の育種技術により生産された大豆では産生されないステアリドン酸を産生させるために、遺伝子組換えが行われた品種です。
- 2 ステアリドン酸は、 $n-3$ 系脂肪酸の一種であり、ヒトや動物が摂取するとその一部が体内においてドコサヘキサエン酸（DHA）やエイコサペンタエン酸（EPA）に変わることが知られています。

(GM-6) 高リシンとうもろこしとはどのようなとうもろこしなのですか。

(答)

- 1 高リシンとうもろこしは、飼料用に開発されたものです（デント種）。従来、とうもろこしを原料とする一般的な飼料は、動物の成長に必須であるリシン等のアミノ酸が不足しており、家畜を適切に生育させるためにリシン等の添加を行っています。
- 2 高リシンとうもろこしの開発により、家畜用飼料に添加するリシンの量の軽減又は添加を不要とし、従来よりも高濃度のリシンを含むとうもろこしを直接家畜用飼料として供給できるとされています。
- 3 なお、高リシンとうもろこしについては、飼料用に開発されていますが、食品についての安全性審査を終了しています。

(GM-7) EPA、DHA産生なたねとはどのようななたねなのですか。

(答)

- 1 EPA、DHA産生なたねは、従来の育種技術により生産されたなたねでは産生されないエイコサペンタエン酸（EPA）、ドコサヘキサエン酸（DHA）を産生させるために、遺伝子組換えが行われた品種です。
- 2 EPA、DHA産生なたね（長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネLBFLFK）は、主として養殖魚に与える飼料としての使用が想定されますが、食品では、植物油としてドレッシング等への使用が想定されます。

(GM－8) 平成 23 年 8 月に新たにパパイヤを義務表示の対象に追加した経緯について教えてください。

(答)

- 1 米国で開発された遺伝子組換えパパイヤ（パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統）について、平成 18 年に厚生労働大臣から食品安全委員会へ遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請されました。
- 2 この「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統」はパパイヤ生産上、問題となる、パパイヤリングスポットウイルスに抵抗性を持つように遺伝子組換えが行われた品種で、米国では平成 9 年に食品医薬品局（FDA）より食品としての安全性認可を受け、平成 10 年から栽培が開始され、翌平成 11 年以降、米国内で販売されております。（パパイヤリングスポットウイルスとは、アブラムシによって伝搬され、多くのパパイヤに感染し、果実に斑点を生じさせ、糖度を下げるなどパパイヤの品質に影響を与え、収穫ができなくなるなどのパパイヤ生産に深刻な被害をもたらすものです。）
- 3 この遺伝子組換えパパイヤについて、平成 21 年に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、食品健康影響評価の結果として、「ヒトの健康を損なうおそれはない」との通知がなされました。これに伴い、表示の義務化の検討を行い、当時の JAS 法の遺伝子組換え食品に関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準に義務表示の対象品目として追加しました。

(GM－9) 令和4年3月に新たにからしなを義務表示の対象に追加した経緯について教えてください。

(答)

- 1 遺伝子組換えからしな（除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナR F 3）については、令和3年3月に厚生労働大臣から食品安全委員会へ遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請されました。
- 2 この遺伝子組換えからしなは、安全性審査が終了した遺伝子組換えなたね（除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネR F 3）とからしなを従来からの手法で掛け合わせて作出した油糧用の品種であり、食品としては植物油のみの流通が想定されています。
- 3 この遺伝子組換えからしなについて、令和3年8月に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、食品健康影響評価の結果として、「ヒトの健康を損なうおそれはない」との通知がなされたことに伴い、義務表示の対象品目として追加しました。

(GM-10) 令和4年3月に高オレイン酸遺伝子組換え大豆を特定遺伝子組換え農産物の対象品目から除いた経緯について教えてください。

(答)

- 1 高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものであったことから、特定遺伝子組換え農産物の義務表示の対象としており、組成・栄養価が変わっていることと併せてこれが遺伝子組換え技術を用いて作出されたことを表示することとしていました。
- 2 しかしながら、今般、遺伝子組換え技術を用いない高オレイン酸大豆が開発され、商業栽培が開始されたことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆は、特定遺伝子組換え農産物の定義に該当しなくなりました。このため、特定遺伝子組換え農産物として義務表示の対象を規定している食品表示基準別表第18から、高オレイン酸形質を除きました。
ただし、高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が検出可能なものとして食品表示基準別表第17に掲げる加工食品については、「遺伝子組換えである」旨の表示の対象となるので御注意ください。
- 3 なお、使用する大豆が高オレイン酸形質である旨を任意で表示することは今後も可能です。特に、高オレイン酸形質の大豆は一般的に流通する大豆と比較して脂肪酸の組成が異なることから、この大豆を原材料とすることで、最終製品における栄養成分等が大きく異なる場合（例：植物油、豆乳）は、遺伝子組換えのもの、非遺伝子組換えのものに関わらず、原材料の大豆が高オレイン酸形質である旨を消費者に対して積極的に情報提供することが望ましいです。ただし、保健機能食品以外の食品にあつては、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を表示することは禁止されていますので、ご注意ください。
また、原材料の大豆が高オレイン酸形質である旨を情報提供する際、ウェブサイト等を活用して、各植物に含まれる油の脂肪酸の組成の違いやオレイン酸を含む各脂肪酸の特色等について、消費者に情報提供することも有用と考えます。

Ⅱ 表示対象と表示方法

(GM-11) 遺伝子組換え食品に関する事項が義務表示となる食品はどのようなものですか。

(答)

我が国において既に食品としての安全性が審査済みの遺伝子組換え作物である食品表示基準別表第 16 に規定する全ての作物（農産物）9 種類及びこれらを原材料とする加工食品のうち、組み換えられた DNA やたんぱく質が広く認められた最新の技術により検出可能とされているものである食品表示基準別表第 17 に規定する 33 食品群が対象となります。

(別表) 義務表示の対象品目（令和 4 年 3 月時点）

・作物（9 種類）：

大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、からしな

・加工食品（33 食品群）：

加工食品	原材料となる農産物
(1) 豆腐類及び油揚げ類	大豆
(2) 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
(3) 納豆	大豆
(4) 豆乳類	大豆
(5) みそ	大豆
(6) 大豆煮豆	大豆
(7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
(8) きな粉	大豆
(9) 大豆いり豆	大豆
(10) (1) から (9) までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
(11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの	大豆
(12) 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
(13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの	大豆
(14) 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
(15) 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
(16) コーンスナック菓子	とうもろこし
(17) コーンスターチ	とうもろこし
(18) ポップコーン	とうもろこし
(19) 冷凍とうもろこし	とうもろこし
(20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし

(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの	とうもろこし
(24) (16)から(20)までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
(25) ポテトスナック菓子	ばれいしょ
(26) 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
(27) 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
(28) ばれいしょでん粉	ばれいしょ
(29) (25)から(28)までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
(30) 調理用ばれいしょを主な原材料とするもの	ばれいしょ
(31) アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
(32) 調理用てん菜を主な原材料とするもの	てん菜
(33) パパイヤを主な原材料とするもの	パパイヤ

(GM-12) 食品表示基準別表第 17 は、組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質が検出可能な食品を全て網羅しているのですか。

(答)

- 1 義務表示の対象品目については、農林水産省において多数の食品を DNA 分析し、その分析結果を科学者等からなる食品表示問題懇談会の小委員会及び J A S 調査会遺伝子組換え食品部会で検討の上、決定したものです。遺伝子組換え農産物を原材料としているものであって、加工工程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質が検出可能な食品で、一般的に流通しているものは食品表示基準別表第 17 に規定されていると考えています。
- 2 なお、食品表示基準別表第 17 については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化や、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。平成 13 年度には、ポテトスナック菓子等のばれいしょ加工品 6 食品群が新たに義務表示の対象品目に追加されました。また、平成 16 年度からアルファルファを主な原材料とするものを追加するための検討が始まり、平成 17 年度に追加されました。さらに、平成 17 年度からてん菜（調理用）を主な原材料とするものを追加するための検討が始まり、平成 18 年度に追加されました。平成 18 年度には、高リシンとうもろこしを追加するための検討が始まり、平成 19 年度に追加されました。平成 21 年度からパパイヤを主な原材料とするものを追加する検討が始まり、平成 23 年度に追加されました。

(GM-13) 「主な原材料」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

(答)

原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位 3 位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が 5 % 以上のものをいいます。製造時に水を添加した場合は、添加した水は原材料として換算しません。

(GM-14) 食品表示基準別表第 17 に掲げる加工食品以外については表示不要と
していますが、具体的にどのような加工食品が挙げられますか。

(答)

表示が不要な加工食品の例としては、以下のものがあります。

表示が不要な加工食品	(参考) 対象農産物
しょうゆ 大豆油	大豆
コーンフレーク 水飴 水飴使用食品 (ジャム類など) 液糖 液糖使用食品 (シロップなど) デキストリン デキストリン使用食品 (スープ類など) コーン油	とうもろこし
菜種油	菜種 からしな
綿実油	綿実
砂糖 (てん菜を主な原材料とするもの)	てん菜

(GM-15) 食品表示基準の遺伝子組換えに関する表示ルールはお酒についても適用されますか。

(答)

酒類についても食品表示基準の対象であり、遺伝子組換えに関する表示ルールが適用されます。

ただし、ビール類（ビール・発泡酒・いわゆる新ジャンル）や焼酎・ウイスキー等の蒸留酒は、原料由来のDNA等が加工（発酵・蒸留）過程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によっても検出されず※、組み換えられたDNA等が残存する加工食品には該当しないため、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

発酵・蒸留後の酒類に遺伝子組換え農産物（その加工品を含みます。）を主な原材料として混和した酒類は、遺伝子組換えに関する表示ルールに従って表示を行う必要があります。

※ 独立行政法人酒類総合研究所による研究結果が公表されています。（2018 年（平成 30 年）「酒類におけるとうもろこし由来DNAの残存分析に関する研究」
<https://www.nrib.go.jp/data/research.htm>）

(GM-16) スイートコーンも、義務表示の対象品目なのですか。

(答)

食品表示基準別表第 16 では、義務表示の対象となる農産物として、「とうもろこし」を挙げています。スイートコーンは、とうもろこしですので、義務表示の対象です。

(GM-17) 調理冷凍食品のコロッケ等で原材料名の表示を衣とフライ種と区分する場合、遺伝子組換えに関する表示の方法はどうなりますか。

(答)

主な原材料であるかどうかについては、区分ごとに判断するのではなく、全原材料の重量に占める当該原材料の割合を基に判断してください。

例えば、全原材料の重量に占めるコーンスターチの割合が、上位3位以内かつ5%以上の場合は、衣とフライ種の両方に遺伝子組換えに関する表示をすることとなります。

(GM-18) 表示可能面積が小さい場合は、遺伝子組換えに関する表示は免除されますか。

(答)

容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下である場合は、省略することができます。

(GM-19) 食品表示基準別表第17大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項10の「1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

弁当、惣菜、みそ汁などが考えられます。

(GM-20) 食品表示基準別表第17大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項11「調理用の大豆を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなもの、例えば、五目豆（ひたし豆等）などが考えられます。

なお、ここで、特に「調理用の大豆」としているのは、単に「大豆を主な原材料とするもの」とすると、豆腐やみそなど、既に当該別表に掲げられている食品についても全てこの号で読むことになってしまうためです。

(GM-21) 食品表示基準別表第17大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項12の「大豆粉を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

大豆粉そのものや、大豆粉にほかの粉類を混合した製品を販売する場合などが考えられます。

(GM-22) 食品表示基準別表第 17 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項 13 の「大豆たんぱくを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

- 1 ハンバーグ、ハムなどの食肉加工製品、かまぼこなどの魚肉ねり製品、プロテインパウダーなどが考えられます。
- 2 なお、脱脂大豆を主な原材料とするものについても、大豆たんぱくのの一つと考えられますので、これを主な原材料とするものについても表示が必要となります。

(GM-23) 食品表示基準別表第 17 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項 14 の「枝豆を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

弁当、惣菜、枝豆を使用したスナック菓子などが考えられます。

(GM-24) 食品表示基準別表第 17 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）の項 15 の「大豆もやしを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

弁当、惣菜、漬物などが考えられます。

(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしのほかにコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうなりますか。

(答)

コーンスナック菓子は、表示対象品目ですから、原材料のとうもろこしとコーンスターチ両方に遺伝子組換えに関する表示を行うこととなります。

(GM-26) 食品表示基準別表第 17 とうもろこしの項 6 の「コーンフラワーを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

コーンフラワーそのものを販売する場合、ミックス粉（ケーキミックスなど）、菓子などが考えられます。

(GM-27) 食品表示基準別表第 17 とうもろこしの項 7 の「コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

コーングリッツを主な原材料とするものには、菓子などが考えられます。

また、コーンミールについてもコーングリッツの一種としてみなし、コーンミールを主な原材料とするもの、例えば、パンやケーキなども本号に含まれます。なお、コーンフレークは、組み換えられた DNA やこれによって生じたたんぱく質が検出できないため、義務表示の対象外としています。

(GM-28) 食品表示基準別表第 17 とうもろこしの項 8 の「調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものなど、例えば、とうもろこしをカットし、盛り合わせ野菜として販売されるもの、とうもろこしを乾燥して販売しているものが考えられます。(GM-20 参照)

(GM-29) 食品表示基準別表第 17 とうもろこしの項 9 の「1 から 5 までに掲げるものを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

スナック菓子の詰め合わせ、ミックス粉（天ぷら粉など）、菓子（ビスケットなど）、弁当、惣菜などが考えられます。

(GM-30) 食品表示基準別表第 17 ばれいしょの項 2 の「乾燥ばれいしょ」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

乾燥マッシュポテトの素などが考えられます。

(GM-31) 食品表示基準別表第 17 ばれいしょの項 3 の「冷凍ばれいしょ」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

冷凍フレンチフライドポテト、冷凍マッシュポテトなどが考えられます。

(GM-32) 食品表示基準別表第 17 ばれいしょの項 6 の「1 から 4 までに掲げるものを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

乾燥マッシュポテトを使用したベビーフード、ばれいしょでん粉を使用した食品、弁当、惣菜などが考えられます。

(GM-33) 食品表示基準別表第 17 ばれいしょの項 5 の「調理用のばれいしょを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

「調理用」とは、消費者向けに販売され、購入後、調理して食すようなものなど、例えば、ばれいしょを調理し、ポテトサラダとして販売されるもの、真空パックの焼きいもが考えられます。(GM-20 参照)

(GM-34) 食品表示基準別表第 17 アルファルファの項の「アルファルファを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

- 1 アルファルファの食用としての利用は、スプラウト（もやし）のほか、乾燥させて茶にしたものを飲食する場合があります。
- 2 なお、遺伝子組換えアルファルファについては、「飼料用」として開発されたものですが、今後、「食用」として流通する可能性があるため、表示の対象としております。

(GM-35) 食品表示基準別表第 17 てん菜の項の「調理用のてん菜を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

- 1 てん菜を調理した食品の例として、てんぷら、チップス等があります。今後、遺伝子組換えてん菜の商業栽培が行われ、これらの加工食品が流通される場合には、表示が義務付けられることとなります。
- 2 なお、てん菜を原材料として製造される砂糖については、てん菜由来の DNA の残存が確認されていないことから、表示の対象とはされておられません。

(GM-36) 食品表示基準別表第 17 パパイアの項の「パパイアを主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

缶詰、漬物、乾燥パパイア、ジャム、ピューレ、ジュース、シャーベット、パパイア茶（葉を含む。）などが考えられます。

(任意表示)

(GM-37) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、どのような表示が考えられますか。

(答)

- 1 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行った対象農産物を原材料とする場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

なお、加工食品が原材料 1 種類のみで構成されている場合（例えば、きな粉など）については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

- 2 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

(一括表示事項欄に表示する場合の例)

「大豆（分別生産流通管理済み）」

「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」

「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」 等

(一括表示事項欄外に表示する場合の例)

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」 等

- 3 なお、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

(GM-38) 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「IPハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

(答)

IPハンドリングは、Identity Preserved Handling の略です。「IPハンドリング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-45 参照)

(GM-39) 「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例が示されていますが、このほかにはどのような表示が考えられますか。

(答)

適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定では、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例を挙げています。しかし、このほかにも、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示であれば、構いません。

(GM-40) 「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(答)

- 1 原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。
- 2 遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、以下の場合が有用ですが、行政の行う科学的検証及び社会的検証において、使用された原料農産物に遺伝子組換え農産物を含むことが確認された場合は、不適正な表示となります。
 - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

(GM-41) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

- 1 事業者において分析を行うかどうかはその自主性に任せており、特定の分析機関を指定するものではありません。「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知)の「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」を用いた検査を実施している民間の分析機関に依頼しても構いませんし、自社の設備で対応可能であれば、自社で分析を行っても構いません。
- 2 ただし、分析機関に対しては、分析結果の信頼性の観点から、用いられている検査法や業務管理体制などを確認しておく必要があると考えます。業務管理体制について参照されるものとして、食品衛生検査施設(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条に規定する検査施設をいう。)における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」(平成 9 年 1 月 16 日衛食第 8 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)の別紙「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」、又は J I S Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が挙げられます。
- 3 なお、第三者分析機関や自社で行った分析の結果で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM-42) 「大豆油（遺伝子組換え）」 「でん粉（遺伝子組換えでない）」 のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(答)

1 遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名（対象農産物については当該農産物の名称）の次に括弧を付し、当該農産物が

- ① 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨（「遺伝子組換え」等の表示）
- ② 分別されていない旨（「遺伝子組換え不分別」等の表示）
- ③ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行っている旨（「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示）
- ④ 適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨（「遺伝子組換えでない」等の表示）

のいずれかを表示することとされており、対象農産物を明確に示す必要があります。

2 このため、「大豆油（大豆（遺伝子組換え））」、「ばれいしょでん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））」等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしょでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、表示が煩雑になって見にくい場合があることも考慮し、原材料名について「大豆油（遺伝子組換え）」、「ばれいしょでん粉（遺伝子組換えでない）」等と表示しても差し支えありません。

3 一方、原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合（例：植物油、でん粉）には、「植物油（大豆（遺伝子組換え））」、「でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

(GM-43) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を使用した加工食品は、全原材料の重量比で上位3位までのもので、かつ重量比が5%以上のものは「遺伝子組換え不分別」等の表示をすることとなっていますが、「複合原材料」についても同様に表示する必要があるのですか。

(答)

1 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする加工食品を原材料（複合原材料）とする加工食品が食品表示基準別表第17に掲げる加工食品に該当するものであれば、「遺伝子組換え不分別」等の表示をする必要があります。

2 弁当・惣菜の場合、惣菜として販売する場合には表示が必要になって、その惣菜が弁当の具材となっている場合は表示が不要になることがあります。

例えば、遺伝子組換え不分別の大豆を使用した豆腐を主な原材料とする「麻婆豆腐」には表示が必要で、その麻婆豆腐を主な原材料とした「麻婆豆腐弁当」は表示不要となります。しかし、豆腐そのものを弁当の具材とした場合に、豆腐が主な原材料に該当すれば表示が必要となります。

(GM-44) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(答)

1 容器包装の見やすい箇所に「遺伝子組換えでない」等の旨を強調表示する場合は、「使用している〇〇は遺伝子組換えでないものです。」等と該当する対象農産物に対応させて表示することが基本です。

2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物から成ると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないことが認められる必要があります。すなわち、以下の①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を使用していない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

① 主な原材料には分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められた農産物を使用している場合、副原料（主な原材料でない原材料）として、分別生産流通管理が行われたことを確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場合

例1) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の4番目の原材料として、不分別とうもろこしを使用

例2) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつなぎとしてごく少量（全原材料に占める重量比が5%未満）添加

② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表示基準別表第17に掲げる加工食品以外の食品（油やしょうゆ等の義務表示の対象でない加工食品）を原材料として使用している場合

例) 遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテトチップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用

(次頁に続く)

○ 表示例〔大豆油を使用したポテトチップス〕

- × 誤った強調表示の例：（ばれいしょについては分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合）

【強調表示】 「遺伝子組換え原材料不使用」

＋

【一括表示】

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、 大豆油、〇〇、×× ．．．

又は

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ、大豆油、〇〇、×× ．．．

※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしょについて分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであっても、大豆油の原材料である大豆は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をすることはできない。（このような強調表示をせず、上記のような一括表示だけであれば、可。）

※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略している。

- ◎ 正しい強調表示の例：（ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものである場合）

【強調表示】 「遺伝子組換え原材料不使用」

＋

【一括表示】

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ、大豆油、〇〇、×× ．．．

又は

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、 大豆油（遺伝子組換えでない）、〇〇、×× ．．．

Ⅲ 分別生産流通管理

(GM-45) 「分別生産流通管理（I Pハンドリング）」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

- 1 食品表示基準で規定する分別生産流通管理（I Pハンドリング：Identity Preserved Handling）とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。
- 2 分別生産流通管理の具体的な方法は、産地、作目、加工食品の種類等に応じて多様なものがありますが、標準的なケースとして、圧倒的に輸入量の多い、バルク輸送される北米産の大豆及びデント種のとうもろこしについて、（財）食品産業センターにおいて分別生産流通管理の「流通マニュアル」を作成・配布 ※¹ しています。（2001 年 12 月改定版発行）
- 3 同マニュアルは、生産、流通及び加工の段階ごとの、チェックポイント、管理方法、必要な記録等を示し、それらに基づき確認したことを示す証明書の様式例、証明書発行の流れ、証明書の保存期間等を記載していますので、バルク輸送される北米産の大豆及びデント種のとうもろこしに関しては、このマニュアルに即した管理及び確認をしていただければ、食品表示基準という分別生産流通管理が行われ、かつ、適切な確認がなされたことになります。
- 4 また、平成 14 年 2 月から表示が義務付けられたばれいしょ加工品の分別生産流通管理について、（財）食品産業センターにおいて同様のマニュアルを作成・配布 ※¹ しています。（2002 年 3 月発行）平成 23 年 12 月から表示が義務付けられたパパイヤ及びその加工品の分別生産流通管理についても、平成 22 年度に消費者庁が実施した「遺伝子組換え表示に係る海外等実態調査」において同様のマニュアルを作成し、配布 ※² しています。（2011 年 11 月発行）同マニュアルでは、日本国内の販売段階等で意図せざる混入が起こらないようにするとともに、遺伝子組換えであるかの別を消費者に確実に伝えることを担保する観点から、ハワイ州現地でパパイヤを梱包する際に「ハワイ パパイヤ（遺伝子組換え）」等のシールを貼付することとしています。
- 5 なお、これらのマニュアルとは異なる分別生産流通管理の方法を用いることもできますが、その場合には、マニュアルによる分別生産流通管理と同等又は同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法である必要があります。

（次頁に続く）

※1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。

(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)

- ・財団法人食品産業センター

<http://www.shokusan.or.jp/>

- ・消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/#manual

※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。

(パパイヤ)

- ・消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/#manual

(GM-46) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ
② 北米産以外的大豆、とうもろこし及びばれいしょ
③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品
④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな
⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ
⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国
についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)

(①について)

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はありません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じない限り、現時点では、「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニュアル」(GM-45 参照)又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてください。

(②について)

北米産以外的大豆、とうもろこし及び北米産以外のばれいしょを原材料とするばれいしょ加工品については、当該国から輸入しようとする当該農産物(又は当該加工食品の原材料としての農産物)について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われている場合には、分別生産流通管理の「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による生産段階からの管理及び確認が必要です。

※ 遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていることの確認方法として、ISAAA (International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applications) の資料などがあります。

(次頁に続く)

(③について)

コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、ほかの農産物（又はほかの農産物を原材料とするほかの加工食品）と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

(④について)

大豆、とうもろこし、ばれいしょ及びパパイヤ以外の対象農産物（菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな）について、「遺伝子組換えでない」等の表示をする場合には、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある生産、流通及び加工の各段階で大豆やとうもろこしについての「流通マニュアル」に準じた方法による管理及び確認をしてください。

(⑤について)

遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び（GM-45）の4のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられることから、日本国内において「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理を実施する必要はありません。

(⑥について)

当該国の公的機関等により当該農産物について当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している場合、又は当該国の輸出者が当該国において当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われていないことを確認している場合には、その農産物の原産国を確認するとともに、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる段階、具体的には、日本の港に入った段階以降においては、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による管理及び確認が必要となります。

また、一旦遺伝子組換え農産物の商業栽培を行った後、当該遺伝子組換え農産物の商業栽培が行われなくなったことが当該国の公的機関により確認されていることを輸入業者が確認している場合については、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性が生ずる段階以降において分別生産流通管理が必要になります。

(GM-47) 菜種を輸入する場合、分別生産流通管理は必要ですか。

(答)

1 菜種について、「遺伝子組換えでない」旨の表示をする場合又は遺伝子組換えに関する表示を省略する場合には、分別生産流通管理の「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による生産段階からの管理及び確認が必要です。また、菜種を原料とした油については、遺伝子組換えに関する表示の義務はありませんが、任意で「遺伝子組換えでない」旨等の表示をする場合は、分別生産流通管理の「流通マニュアル」又はこれに準じた方法による生産段階からの管理及び確認が必要です。御注意ください。

2 なお、「遺伝子組換えでない」旨の表示をする場合又は遺伝子組換えに関する表示を省略する場合、遺伝子組換え農産物の混入の可能性がある限り、分別生産流通管理が必要です。

このため、今後、新たに遺伝子組換え農産物の混入の可能性が生じた場合には、遺伝子組換え農産物を商業栽培している国以外の国から輸入した農産物又は国産の農産物であっても分別生産流通管理が必要となりますので、対象農産物の流通については、日頃から細心の注意を払って管理していただくよう、お願いします。

(GM-48) 「意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入」とは、具体的にどのような値ですか。

(答)

1 「意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入」は、大豆及びとうもろこしについては5%以下です。「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により分別生産流通管理が適切に行われた場合には、混入率5%以下を目安とした取引が可能です。

また、ばれいしょなどについては、現在のところ、大豆やとうもろこしと同様の目安はありませんが、意図せざる混入の可能性自体を否定するものではありません。

2 なお、当然のことながら、混入率5%以下というのは、分別生産流通管理が適切に行われたという前提の上での、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入を意味しているのであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換えの混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合などは違反となります。

(GM-49) 食品製造業者は分別生産流通管理証明書をいつまでに入手する必要がありますか。

(答)

適切に分別生産流通管理された対象農産物を原材料として使用した商品を製造し、販売する場合、当該対象農産物が適切に分別生産流通管理されたものかどうか確認した上で使用しなければ、不適正な表示となります。証明書は使用する前までに入手し、必ず内容を確認してください。

(GM-50) 分別生産流通管理証明書は、電子媒体で取り扱ってもよいですか。

(答)

分別生産流通管理証明書は紙面での発行や保存が基本ですが、改ざん等のおそれがない電子媒体による発行や保存も可能です。

なお、紙面同様、発行者及び受け取った者が双方で2年以上保存してください。

(GM-51) 港湾サイロの日本国内流通段階において、輸入業者が保税倉庫や港湾サイロでの保管を倉庫業者に委託している場合、保管時の分別生産流通管理を行った旨の証明は、輸入業者が行うのでしょうか。

(答)

輸入業者が委託している保税倉庫や港湾サイロでの保管についても、分別生産流通管理が行われていることを証明する必要があります。この段階の証明については、例えば、委託を受けている倉庫業者が証明書を発行する、倉庫業者から作業報告書等で分別生産流通管理を行った旨の報告を受けた輸入業者が証明書を発行するなどの方法が考えられます。

IV 具体的な表示例等

(GM-52) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。

(答)

1 大豆を主な原材料とする食品の表示例

① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	大豆（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
．．．	

② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）、 〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
．．．	

原材料に使用した大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

(次頁に続く)

- ③ 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（遺伝子組換えでない）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
．．．	

原材料に使用した大豆は、非遺伝子組換えのものです。

(次頁に続く)

2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
．．．	

- ② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え混入防止管理済）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
．．．	

原材料に使用したとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

（次頁に続く）

- ③ 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認したとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換えでない）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
．．．	

原材料に使用したとうもろこしは、非遺伝子組換えものです。

（次頁に続く）

3 ばれいしょ（ばれいしょでん粉、タピオカでん粉）を主な原材料とする食品の表示例

①ア 遺伝子組換えばれいしょを分別していないばれいしょを原材料としている場合

（ばれいしょでん粉 100%の場合）

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、ばれいしょでん粉（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
．．．	

①イ 遺伝子組換えばれいしょを分別していないばれいしょを原材料としている場合

（ばれいしょでん粉とタピオカでん粉を混合して使用している場合）

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換え不分別）、タピオカ）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、ばれいしょでん粉（遺伝子組換え不分別）、タピオカでん粉、〇〇、△△
．．．	

（次頁に続く）

②ア 非遺伝子組換えばれいしょを原材料としている場合
(ばれいしょでん粉 100%の場合)

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、でん粉、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、ばれいしょでん粉、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））、〇〇、△△
．．．	

②イ 非遺伝子組換えばれいしょを原材料としている場合
(ばれいしょでん粉とタピオカでん粉を混合して使用している場合)

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、でん粉、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、でん粉（ばれいしょ、タピオカ）、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、タピオカ）〇〇、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、植物油脂、ばれいしょでん粉（遺伝子組換えでない）、タピオカでん粉、〇〇、△△
．．．	

(GM-53) 遺伝子組換え食品に関する表示事項と食物アレルギー表示を併記する必要がある時の表示方法を具体的に示してください。

(答)

次のような表示方法が可能です。

- ① 「豆乳（大豆を含む、大豆：遺伝子組換えでない）」
- ② 「豆乳（大豆を含む：遺伝子組換えでない）」
- ③ アレルゲンについては、個別表示と一括表示の併用はできないため、一括表示をする場合はそれぞれ遺伝子組換え食品の表示（豆乳（大豆（遺伝子組換えでない）））と食物アレルギーの一括表示をすることになります。

(GM-54) 遺伝子組換え食品表示に、「GMO」という表現を使用することは可能ですか。

(答)

GMOは、Genetically Modified Organism の略ですが、GMOでは消費者に分からないおそれがありますので、一括表示事項欄には日本語で「遺伝子組換え不分別」等と表示してください。同様に、「遺伝子組換えでない」旨を表すものとして、「non-GM」等の表現も使用できません。

(GM-55) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない原材料を使用した加工食品について、「遺伝子組換え不分別」以外の文言で表示することは可能ですか。また、枠外にその旨を表示することは可能ですか。

(答)

- 1 義務表示の対象となる加工食品に分別生産流通管理をしていない原材料を使用している場合は、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨を原材料名の次に括弧書きで表示することが必要となります。

食品表示基準では、このことを示す表現として「遺伝子組換え不分別」という文言が示されていますが、これは一例であって、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨が分かる文言であれば構いません。

- 2 また、一括表示の原材料名欄に「遺伝子組換え不分別」と表示した上で、枠外に、「不分別」とは遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していないことを意味している旨の説明書きを付すことは、消費者に情報を正しく伝える手段として有効であると考えます。

(GM-56) ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1 ステアリドン酸産生大豆の場合、表示の対象は、

① ステアリドン酸産生大豆

② ①を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、ステアリドン酸産生形質が除去されたものを除く。）

③ ②を主な原材料とするものとなります。

したがって、ステアリドン酸産生大豆を主な原材料として使用した場合には、油やしょうゆなど従来表示義務がなかった品目やこれらを主な原材料とするものについても表示義務が生じることとなります。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

2 ステアリドン酸産生大豆を脱脂したものについては、ステアリドン酸産生大豆を脱脂した脱脂大豆の組成は、通常の脱脂大豆と相違がなく、ステアリドン酸を始め脂肪酸が除去されたにもかかわらずステアリドン酸産生である旨の表示を行うことは、消費者に誤認を与えかねないことから、当該脱脂大豆及びこれを原材料とする加工食品については、ステアリドン酸産生である旨の表示の対象からは除かれています。（ただし、脱脂大豆及びこれを原材料とするものであって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出可能なものとして食品表示基準別表第17に掲げる加工食品については、「脱脂大豆（遺伝子組換え）」等の遺伝子組換えに関する表示の対象となります。）

3 具体的な表示例は以下のとおりです。

① ステアリドン酸産生大豆を原材料とする大豆油

名称	食用大豆油
原材料名	食用大豆油（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）
・・・	

又は

名称	食用大豆油
原材料名	食用大豆油（大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え））
・・・	

（次頁に続く）

② ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆を原材料とする大豆油を主な原材料とする食品

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、食用大豆油（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）、△△
．．．	

又は

名称	〇〇
原材料名	小麦粉、食用大豆油（大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え））、△△
．．．	

③ ステアリドン酸産生大豆を意図的に混合した大豆を主な原材料とする食品

名称	〇〇
原材料名	大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換えのものを混合）、小麦粉、△△
．．．	

(GM-57) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1 高リシンとうもろこしの場合、表示の対象は、

- ① 高リシンとうもろこし
 - ② ①を主な原材料とするもの（高リシン形質が除去されたものを除く。）
 - ③ ②を主な原材料とするもの
- となります。

高リシンとうもろこしを使用した油については、ステアリドン酸と異なりリシンが油中に残らないことから、通常のとうもろこし同様に表示義務はありません。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

2 高リシン遺伝子組換えとうもろこしを主な原材料とする加工食品のうち、高リシンの形質を有しなくなったものについては、通常のとうもろこしを原材料としたものと相違がなく、その場合に高リシンである旨の表示を行うことは、消費者に誤認を与えかねないことから、当該とうもろこし及びこれを原材料とする加工食品については、高リシンである旨の表示の対象からは除かれています。（ただし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出可能な場合には、食品表示基準別表第17に掲げる加工食品については、「とうもろこし（遺伝子組換え）」等の遺伝子組換えに関する表示の対象となります。）

3 具体的な表示例は、（GM-56）を参照してください。

(GM-58) EPA、DHA産生なたねの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1 EPA、DHA産生なたねの場合、表示の対象は、

- ① EPA、DHA産生なたね
- ② ①を主な原材料とするもの（EPA、DHA産生の形質を有しなくなったものを除く。）
- ③ ②を主な原材料とするものとなります。

したがって、EPA、DHA産生なたねを主な原材料として使用した場合には、油など従来表示義務がなかった品目やこれらを主な原材料とするものについても表示義務が生じることとなります。

なお、主な原材料の範囲は、従来同様、上位3位かつ5%以上です。

2 EPA、DHA産生なたねを主な原材料とする加工食品のうち、EPA、DHA産生の形質を有しなくなったものは、通常のなたねを原材料としたものと相違がなく、その場合にEPA、DHA産生である旨の表示を行うことは、消費者に誤認を与えかねないことから、当該なたね及びこれを原材料とする加工食品については、EPA、DHA産生である旨の表示の対象からは除かれています。

3 具体的な表示例は、(GM-57)を参照してください。ただし、EPA、DHA産生なたねは、エイコサペンタエン酸（EPA）産生、ドコサヘキサエン酸（DHA）産生の2つの形質を併せて表示する必要があるため、遺伝子組換えに関する表示部分は以下のいずれかを表示してください。

- ① エイコサペンタエン酸（EPA）、ドコサヘキサエン酸（DHA）産生遺伝子組換え
- ② エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸産生遺伝子組換え
- ③ EPA、DHA産生遺伝子組換え

V 表示禁止事項

(GM-59) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳（卵）」

(答)

(①について)

- 1 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定では、一括表示事項欄の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしており、牛乳や牛肉の原材料に当たらない飼料の表示はできません。したがって、①の例のように、「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」といった遺伝子組換えに関する表示を一括表示事項欄に表示することはできません。

なお、遺伝子組換え飼料（とうもろこしなど）については、組み換えられたDNA等は家畜体内で消化酵素により分解されてしまい、生乳や牛肉等には残らないため、遺伝子組換えに関する表示を義務付けることは難しいと考えていますが、①のような表示を一括表示事項の欄外に任意で表示することは可能です。

その場合は、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。

- 2 また、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「遺伝子組換え農産物の混入を防ぐために分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

(②について)

- 3 ②の例のように、「遺伝子組換えでない牛乳（卵）」という表示は、現時点では、遺伝子組換え技術を用いて作られた牛乳（卵）が流通しているような誤解を与えることから表示できません。

(GM-60) 遺伝子組換え農産物が存在しない農産物について、以下のような表示を行うことはできますか。

「この〇〇は遺伝子組換えと関係ありません。」

「この〇〇は遺伝子組換えの対象となっておりません。」

「この〇〇は遺伝子組換えではありません。」

「遺伝子組換え〇〇を使用していません。」

(答)

これらの表示については、当該製品に使用した農産物のみが遺伝子組換えでないと消費者に誤解されるため、食品表示基準第9条において表示禁止事項に当たるとされており、表示できません。

なお、一般に当該農産物については遺伝子組換えのものが存在していないということを表示することは可能です。(例 現在のところ、小麦や米については、遺伝子組換えのものは流通していません。)

VI 表示の監視

(GM-61) 遺伝子組換え食品表示の監視はどのように行われるのですか。

(答)

- 1 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証のうち、原材料名だけ表示しているもの又は遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行っている旨の表示若しくは「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認が出来なければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」と表示する必要があります。遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、科学的検証と社会的検証を組み合わせて実施しています。
- 2 また、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

(GM-62) 加工食品の遺伝子組換え作物に係る定量検査法は確立しているのでしょうか。

(答)

定量PCR等で遺伝子組換え作物の含有率を推定できるのは、現在のところ、大豆やとうもろこしの穀粒及びごく一部の加工度の低い加工食品に限られており、ほとんどの加工食品については、遺伝子組換え作物の含有量の直接の検知方法は確立していませんが、関係機関において開発が行われており、可能なものから順次、検知方法を確立していくこととしています。

(GM-63) 遺伝子組換え大豆及びとうもろこしが混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。

(答)

- 1 5%を超える遺伝子組換えのものの混入があることが判明した場合には、適切な分別生産流通管理が実施されていないおそれがあります。
- 2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示は、分別生産流通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要がある、「遺伝子組換え混入防止管理済」等という表示は不適正な表示であるといえます。
このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際の手扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。
- 3 「遺伝子組換えでない」旨の表示にあつては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

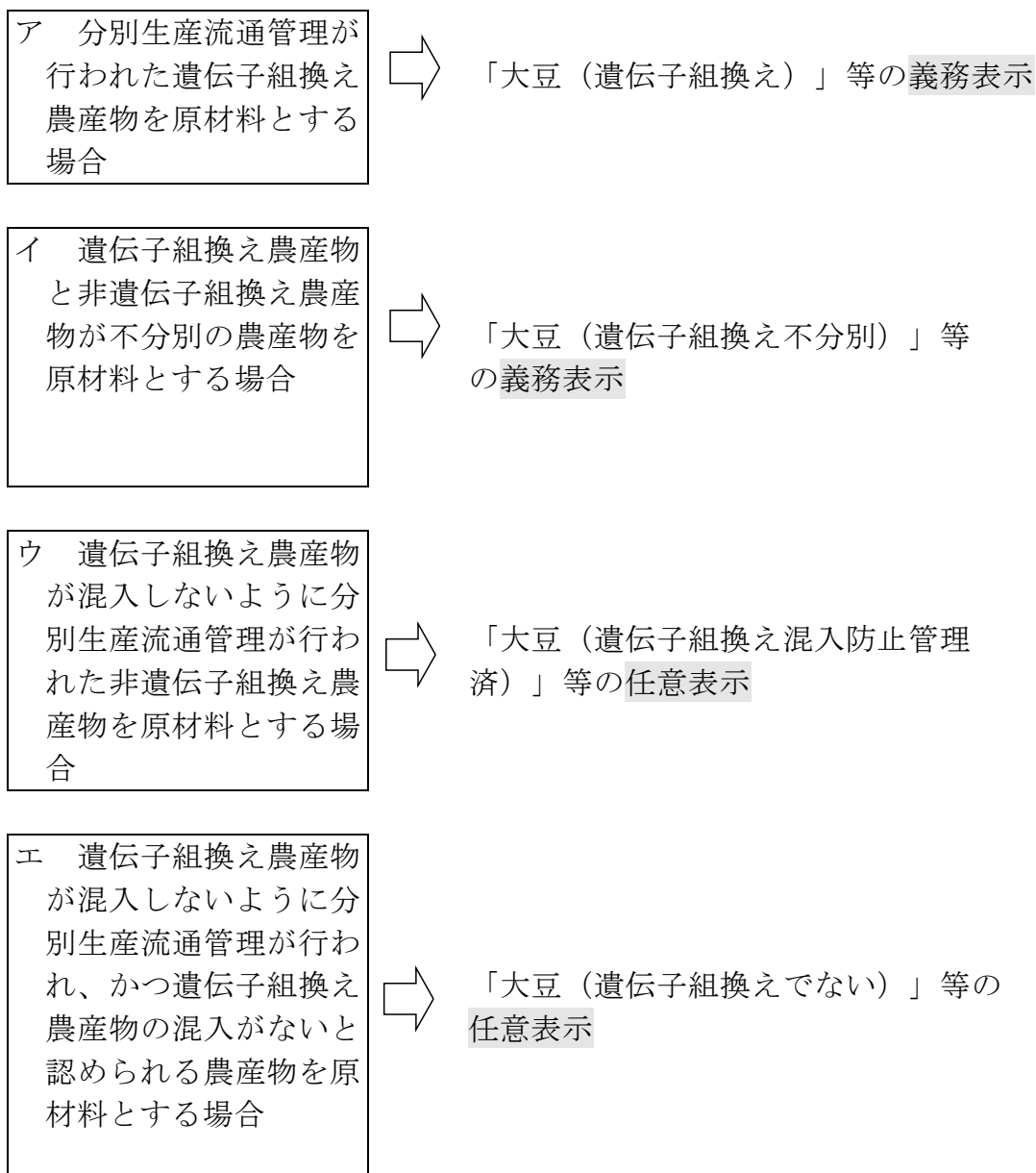
参考図表1 【図：遺伝子組換え食品の表示方法】

- (1) 組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるもの
(ステアリドン酸産生大豆及びこれを原材料とする大豆油等)

→ 「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）」等の義務表示

- (2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの

- ① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）



② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が残存しない（とされる）加工食品（大豆油、しょうゆ等）

→ 表示不要（任意表示）

参考図表 2 【表：遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
① 組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品	① ステアリドン酸産生大豆、高リシンとうもろこし、EPA、DHA産生なたね ② ①を主な原材料とするもの（当該形質を有しなくなったものを除く。） ③ ②を主な原材料とするもの	「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）」等の義務表示
② 組成、栄養価等が通常の農産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存するもの	農産物 9つ 大豆（枝豆、大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな 加工食品 33 食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とするもの (11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	・ 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 → 「大豆（遺伝子組換え）」等の義務表示 ・ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 → 「大豆（遺伝子組換え不分別）」等の義務表示 ・ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物を原材料とする場合 → 「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等の任意表示 ・ 分別生産流通管理が行われ、遺伝子

	(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの (22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレーク除く。） (23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの (24) 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とするもの (25) ポテトスナック菓子 (26) 冷凍ばれいしょ (27) 乾燥ばれいしょ (28) ばれいしょでん粉 (29) 25 から 28 までに掲げるものを主な原材料とするもの (30) 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの (31) アルファルファを主な原材料とするもの (32) 調理用のてん菜を主な原材料とするもの (33) パパイヤを主な原材料とするもの	組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 → 「大豆（遺伝子組換えでない）」等の任意表示
③ 組成、栄養価等が通常の農産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に残存しないもの	しょうゆ 大豆油 コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 菜種油 綿実油 砂糖（てん菜を主な原材料とするもの） これらを主な原材料とする食品	表示不要 （ただし、表示する場合には、上記②の表示方法に準じた方法で実施）

- (注1) 「主な原材料」とは、全原材料中重量で上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの。
- (注2) 「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物が混入しないように対象農産物を生産、流通及び加工の各段階で分別管理し、その旨を書類により証明する管理の方法。意図せざる混入の目安は、大豆及びとうもろこしについて、5%以下。